



令和4年 (2022年) 9月30日(金)

No. 15747 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆特許権侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効…………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)…………… (8)
☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (11)

特許権侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 深井 俊至

1 消滅時効制度

「消滅時効」とは、権利を行使できるにもかかわらずこれを行使しないという事実状態が法定期間継続した場合に、権利の喪失という法律効果を認める制度である。消滅時効制度は、長年継続した権利不行使状態を尊重して、法律関係の安定を図るという趣旨と共に、「権利の上に眠る者は保護しない」(権利を行使せずに放置している者を保護しない)との考えにも基づく。

時効の効力は、その起算日にさかのぼる(民法144条)。これが時効の遡及効といわれる効果である。消滅時効については、その消滅時効期間の起算日から消滅時効にかかった権利が存在しなかったと扱われることになる。

2 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効
特許権侵害行為は、以下の民法709条に規定する

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>